

「全国高等専門学校ロボットコンテスト実行委員会」規約

(名称及び目的)

第1条 本会は「全国高等専門学校ロボットコンテスト実行委員会」と称する。

2 本会は、全国高等専門学校連合会(以下「連合会」という)及び日本放送協会(以下「NHK」という)が主催する「アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト」(以下「高専ロボコン」という)全国大会及び地区大会の企画立案及び実施運営を行う。

(事業)

第2条 本会は、高専ロボコンに関する次の事項を審議、決定し、執行する。

- (1)基本方針及び事業計画に関すること
- (2)競技規定及びその運用に関すること
- (3)実施運営及び周知広報に関すること
- (4)後援・協賛・協力団体に関すること
- (5)その他高専ロボコンの実施に係る重要な事項に関すること

(構成員)

第3条 本会は、連合会、NHK及び「アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト」に関する協定書(平成12年3月31日締結)第2条2項に基づき主催団体に加えた株式会社NHKエンタープライズ(以下「NEP」という)で構成する。

2 連合会、NHK及びNEP(以下合わせて「主催団体」という)は、基本方針及び事業計画に関する業務を協力して行うとともに、次により業務を分担する。

- (1) 連合会
 - ア 運営全般に関する業務
 - イ 競技運営に関する業務
 - ウ 参加する高等専門学校に関する業務
 - エ 上記イ、ウに付帯する業務
- (2) NHK
 - ア 運営全般に関する業務
 - イ 関連団体との連絡調整に関する業務
 - ウ 関連放送番組の制作、放送に関する業務
 - エ 上記イ、ウに付帯する業務
- (3) NEP
 - ア 運営全般及び本会の経理事務に関する業務
 - イ 演出、進行に関する業務
 - ウ 協賛団体に関する業務
 - エ 上記イ、ウに付帯する業務

(役員等)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1)委員長 1名
- (2)副委員長 1名
- (3)委員 若干名
- (4)監事 2名

2 委員は、各主催団体の指名により選任する。

3 委員長、副委員長及び監事は委員の中から委員の互選により選出する。

4 役員の内任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

5 本会は、必要に応じ科学技術教育関係有識者を顧問として、後援・協力団体関係者を参与としてそれぞれ委嘱することができる。

(役員の仕事)

第5条 委員長は、大会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその仕事を代行する。

3 委員は、本会の運営に関する事項を処理する。

4 監事は、会計を監査する。

(役員会)

第6条 本会の決定機関は、役員会とする。

2 役員会は、委員長が招集する。

3 役員会の議事は、出席者の協議により決する。

(幹事会)

第7条 本会に、各主催団体が指名する若干名の幹事を置き、幹事会を構成する。

2 幹事会に役員会に関する連絡調整及び役員会からの委任事項を処理する。

(競技委員会)

第8条 本会に、競技規定の策定及び運用のため、競技委員会を置く。

2 競技委員長及び競技委員若干名は、委員長が委嘱する。

3 競技委員長は、競技規定の立案のため、競技委員の中から専門委員を指名する。

4 競技委員長は、科学技術教育関係有識者を専門委員として委嘱することができる。

5 競技委員長は、科学技術教育関係有識者を安全管理担当者および安全管理アドバイザーとして委嘱することができる。

(地区大会運営委員会)

第9条 本会に、地区大会(北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国、四国、九州沖縄)の実施のため、それぞれ地区大会運営委員会を置く。

2 各地区大会運営委員長は、各地区大会担当校の校長とする。

3 地区大会運営委員会は、地区大会の計画策定及び実施運営に関する業務を担当する。

計画、実施に必要な事項は、第10条に定める事務局と協議のうえ決定する。

(事務局)

第10条 本会に、委員長の指示により必要な業務を遂行するため、事務局を置く。

2 事務局は、各主催団体が指名する事務局員若干名により構成する。

3 事務局長は、事務局員の中から委員長が指名する。

(会計)

第11条 本会の経費は、協賛金及びその他の収入をもって充てる。ただし、連合会が分担する第3条第2項第1号のイ、ウ、エ及びNHKが分担する第3条第2項第2号のイ、ウ、エの業務に係る経費は、必要に応じ当該当事者が負担する。

付則

1 この規約は、平成12年4月1日から発効する。

1 この規約は、平成15年4月1日から発効する。

1 この規約は、平成16年6月10日から発効する。

1 この規約は、平成17年4月1日から発効する。

1 この規約は、平成24年4月1日から発効する。